

北斗市国民健康保険
特定健康診査等実施計画
(第3期)

平成30年4月
北 斗 市

目 次

序 章	計画策定にあたって	
1	特定健康診査・特定保健指導が導入される背景及び趣旨	1
2	特定健康診査等の対象となる生活習慣病	1
3	メタボリックシンドロームに着目する意義	2
4	特定健康診査等の基本的な考え方	2
5	計画の性格	2
6	計画の期間	2
第1章	北斗市国民健康保険の現状	
1	加入状況	3
2	医療費の状況	5
3	疾病分類別医療の状況	6
4	特定健診等の実施状況	7
第2章	達成しようとする目標値	10
第3章	特定健康診査等対象者数	
1	特定健康診査	10
2	特定保健指導	11
第4章	特定健康診査等の実施方法	
1	実施場所	12
2	実施項目	13
3	特定保健指導対象者の抽出（重点化）方法（優先順位）	14
4	実施時期・期間	15
5	外部委託の有無、委託基準及び契約形態	15
6	周知・案内の方法	15
7	自己負担額	15
8	特定健康診査等のデータの保管及び管理方法	15
9	事業主健康診査等の受診者健康診査データ受領方法	16
10	年間実施スケジュール	16
第5章	個人情報保護	17
第6章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	17
第7章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	
1	特定健康診査等実施計画の評価	17
2	特定健康診査等実施計画の見直し	17

序 章 計画策定にあたって

1 特定健康診査・特定保健指導が導入される背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険制度により誰もが安心して医療をうけられる医療制度を実施し、高い保健医療水準を誇り、世界最長の平均寿命を達成するに至りました。

しかしながら、高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加傾向にあります。また、死亡原因においても生活習慣病が約6割を占めています。

さらに、生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上では高く、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達しています。

このような中で、市民が生涯にわたって生活の質の維持・向上のために、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要です。

このため、医療制度改革の一環として平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、40歳から74歳の被保険者を対象に、糖尿病等の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施が義務付けられました。

北斗市では、国民健康保険被保険者を対象に第2期の特定健康診査実施計画に基づき、特定健康診査等を実施してきましたが、平成30年度から平成35年度までの第3期においても、国の「特定健康診査等基本方針」に即して第3期特定健康診査等実施計画を策定します。

自らの健康を守るため積極的に特定健康診査等を受診し、その結果に基づき健康管理をしていくことが大切となります。

2 特定健康診査等の対象となる生活習慣病

特定健康診査等の対象となる生活習慣病はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)※の該当者・予備群とします。

生活習慣病発生の背景には不適切な生活習慣があり、その生活習慣が原因で、疾病に至らないまでもいわゆる予備群となる人たちがいます。

そして、その予備群となる人たちが生活習慣病を発症し、重症化・合併症の発症となり、その結果、要介護状態、最悪のケースは死に至るという一連の過程があります。それぞれの過程に早期介入することで行動変容を求め、生活習慣病の発症防止・重症化防止を図ることに繋がります。

※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖・高血圧・脂質異常といった生活習慣病の危険因子(リスク)を複数併せ持っている状態のことです。

3 メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームという概念は、高血糖・高血圧・高脂血などは、別々に進行するのではなく、内臓肥満になる代謝機能の不調がその共通原因である、という考えです。すなわち、この内臓脂肪を解消することにより、高血糖・高血圧・高脂血症も改善されることになり、それらの進行を阻止し、重症化や合併症の発症を抑えることが可能になるというものです。

このメタボリックシンドローム対策が有効であると考えられる理由として、肥満者の多くが糖尿病・高血圧症・高脂血症の危険因子を併せ持っている、この危険因子が重なるほど脳卒中・心臓病などの合併症を発症する危険が増大する、生活習慣の改善により危険因子の全てが改善する、などが挙げられています。

内臓脂肪の改善でメタボリックシンドロームを予防できる対象者を絞り込むことが可能であり、リスクの数に応じて、特定保健指導に優先順位をつけることができ、腹囲という解りやすい基準により、生活習慣の改善による効果を自分で確認することが容易であることなどから、特定健康診査等にその概念が反映されています。

4 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣改善の保健指導を必要とする人を抽出するための健康診査という位置づけとなります。また、特定保健指導は特定健康診査の結果から、対象者自らが生活習慣病となるリスクを把握し、そのリスクに応じて早期に生活習慣の改善のための介入を行うものです。

生活習慣病のリスクは、腹囲・高血圧・高脂血・高血糖・喫煙の有無について一定の基準を設けて判定し、リスクの程度により「動機づけ支援」「積極的支援」の保健指導を行います。なお、この2種類の保健指導を特定保健指導といいます。

5 計画の性格

本計画は、法第18条特定健康診査等基本指針に基づき、北斗市国民健康保険が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

6 計画の期間

本計画は、第1期、第2期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことから、法第19条第1項の規定に基づき、6年を一期とし、第3期は平成30年度から平成35年度として6年ごとに見直しを行います。

第1章 北斗市国民健康保険の現状

1 加入状況

(1) 年度の推移

被保険者数の推移を見ると、高齢化の急速な進展に伴う後期高齢者医療制度への加入などにより、世帯数、被保険者数ともに減少傾向にあります。

【年度別被保険者数の推移】

(単位：世帯、人)

年 度	世帯数	被 保 険 者 数			世帯あたり 被保険者数
		一 般	退 職	計	
平成 23 年度	7,663	12,565	771	13,336	1.74
平成 24 年度	7,649	12,342	785	13,127	1.72
平成 25 年度	7,550	11,984	765	12,749	1.69
平成 26 年度	7,363	11,648	647	12,295	1.67
平成 27 年度	7,157	11,417	430	11,847	1.66
平成 28 年度	6,940	11,090	227	11,317	1.63

※各年度4月～3月の平均

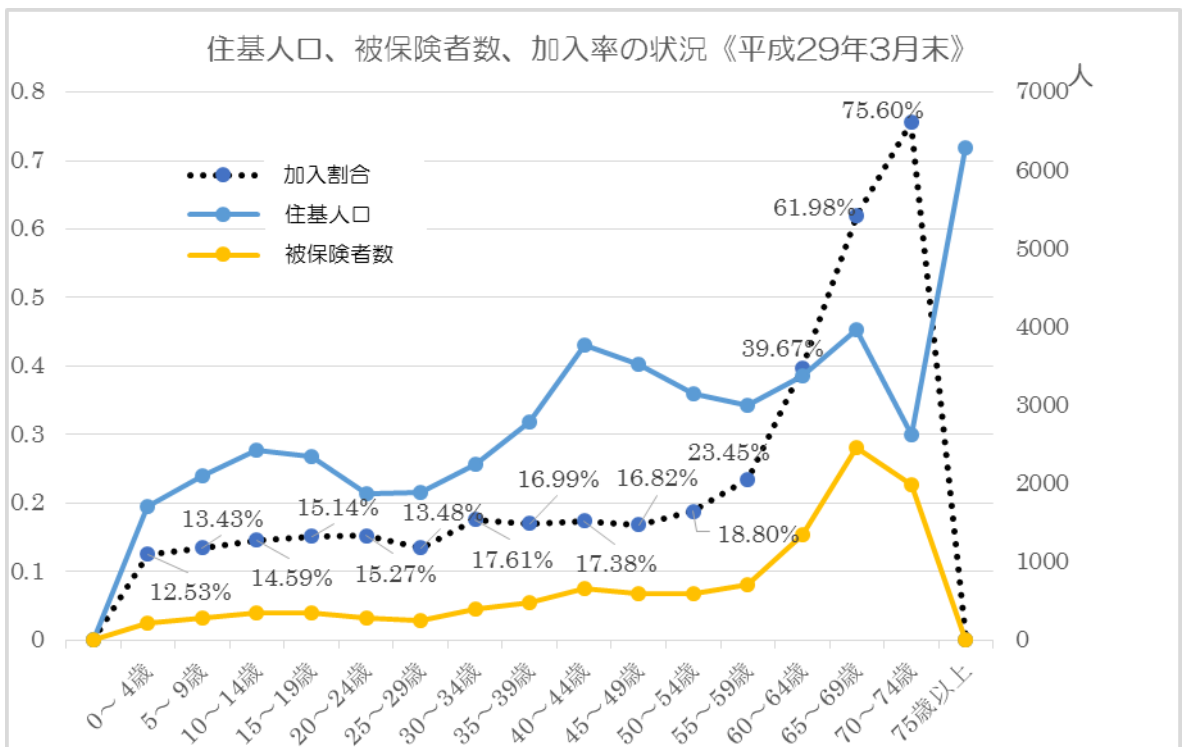
(2) 年齢別の状況

北斗市の国民健康保険被保険者の数は、平成29年3月末現在の住民基本台帳人口47,041人に対し被保険者数10,925人で、国民健康保険への加入割合は23.22%となっており、男女比は男47.40%、女52.60%となっています。

年齢階層で見ると、一般に定年退職を迎える60歳以上の加入割合が高く、年齢が高くなるほど加入割合が多くなる傾向にあります。

【年齢階層別被保険者数】					(単位：人)	
	住基人口	被保険者数			割合	
		男	女	計		
0～4歳	1,700	118	95	213	12.53%	
5～9歳	2,092	150	131	281	13.43%	
10～14歳	2,433	197	158	355	14.59%	
15～19歳	2,338	186	168	354	15.14%	
20～24歳	1,866	122	163	285	15.27%	
25～29歳	1,884	126	128	254	13.48%	
30～34歳	2,254	209	188	397	17.61%	
35～39歳	2,784	254	219	473	16.99%	
40～44歳	3,774	334	322	656	17.38%	
45～49歳	3,520	309	283	592	16.82%	
50～54歳	3,154	296	297	593	18.80%	
55～59歳	2,998	340	363	703	23.45%	
60～64歳	3,375	575	764	1,339	39.67%	
65～69歳	3,958	1,094	1,359	2,453	61.98%	
70～74歳	2,615	868	1,109	1,977	75.60%	
75歳以上	6,296	0	0	0	0.00%	
計	47,041	5,178	5,747	10,925	23.22%	
再掲	40～64歳	16,821	1,854	2,029	3,883	23.08%
	65～74歳	6,573	1,962	2,468	4,430	67.40%

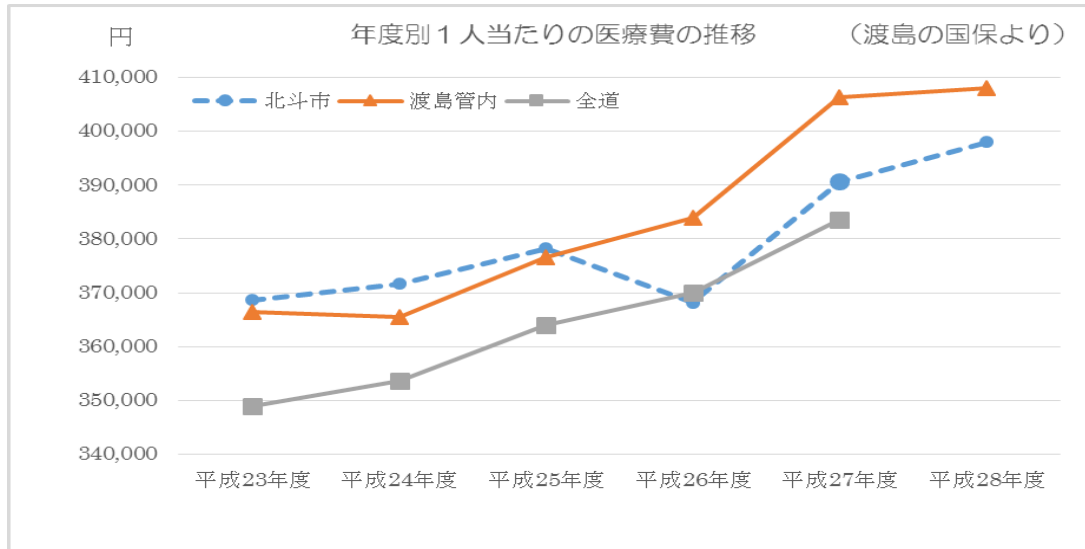
※平成29年3月末現在



2 医療費の状況

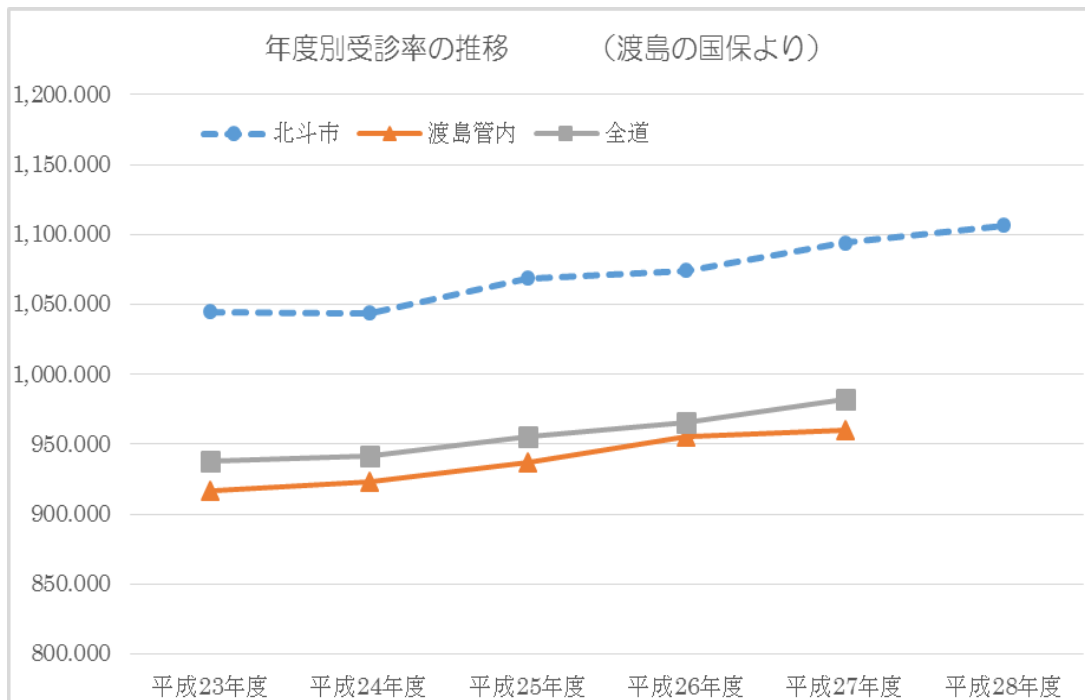
(1) 1人当たりの医療費の推移

北斗市の1人当たりの医療費は、平成26年度に減少したものの、増加傾向にあり、平成28年度は398,027円となり、平成23年度と比較すると29,386円、7.97%上昇しています。また、平成26年度以降は渡島管内平均を下回っていますが、全道平均と比較すると高位で推移しています。



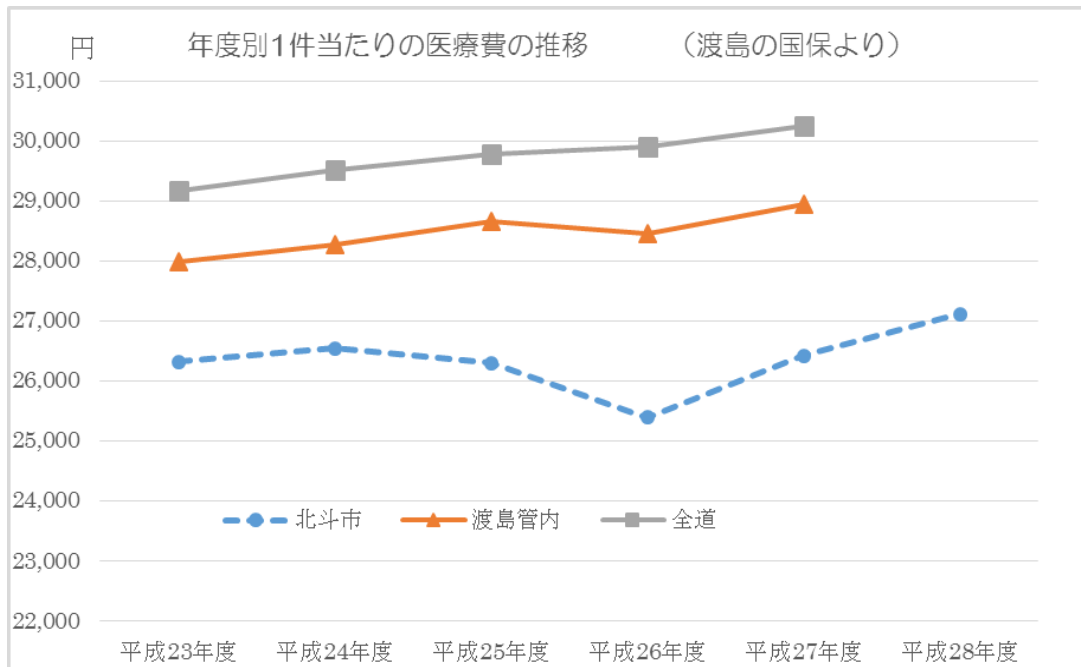
(2) 受診率の推移

1人あたりの医療費が高い要因としては、受診率が高いことが考えられます。全道、渡島管内と比較すると、1人あたりの医療費と同じく高い値となっています。



(3) 1件当たりの医療費の推移

1件当たりの医療費は、1人あたりの医療費、受診率とは異なり、北斗市は全道、渡島管内と比較しても低い値を示しています。

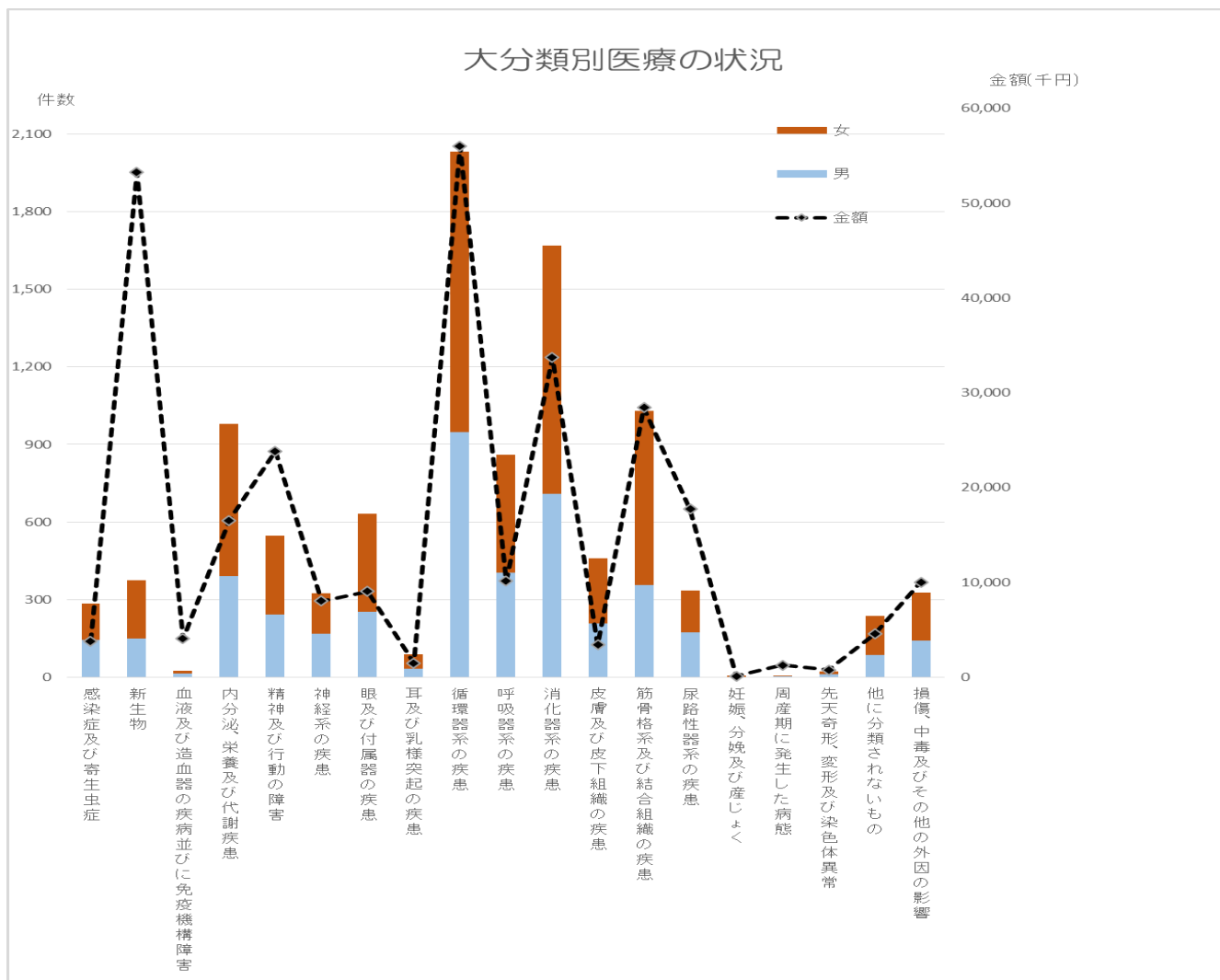


これらのことから、北斗市の医療費の特徴としては、重篤となる前（1件当たりの医療費が低い。）に医療機関にかかっている（受診率が高い。）と考えられます。

3 疾病分類別医療の状況

平成29年5月診療分（国保連6月審査分診療報酬明細書）の大分類別の医療費状況を見ると、受診件数では循環器系の疾患が最も多く、次いで消化器系の疾患、筋骨格系の疾患となっています。

金額では循環器系の疾患が最も多く、次いで新生物、消化器系の疾患、筋骨格系の疾患となっています。



4 特定健康診査等の実施状況

(1) 特定健康診査

平成24年度からの第1期及び第2期特定健康診査の目標数値及び実績は次のとおりとなっています。(特定健診データ管理システムより)

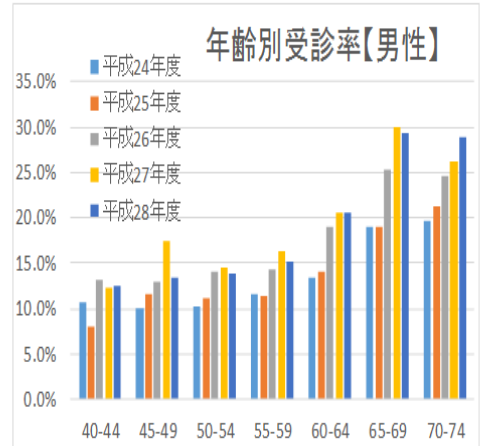
区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目 標	対象者数	10,315人	9,212人	9,209人	9,208人	9,207人
	受診者数	6,705人	1,842人	2,763人	3,683人	4,604人
	受診率	65%	20%	30%	40%	50%
実 績	対象者数	8,424人	8,382人	8,201人	7,810人	7,498人
	受診者数	1,380人	1,394人	1,724人	1,866人	1,758人
	受診率	16.4%	16.6%	21.0%	23.9%	23.4%
全道平均受診率		24.0%	24.7%	26.1%	27.1%	

また、各年度の受診者の男女別、年齢別内訳は次のとおりとなっています。

年代別特定健康診査受診者数・受診率

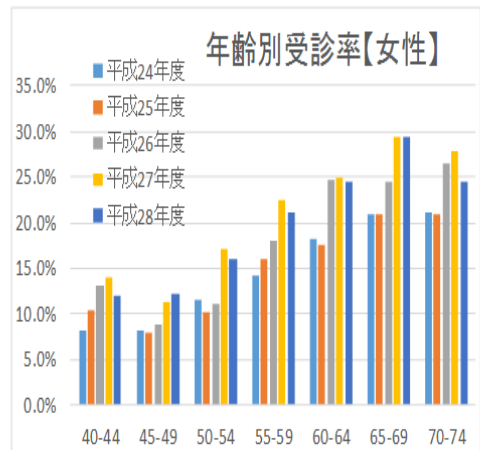
【男性】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率
40-44	35	10.7%	27	8.1%	45	13.2%	36	12.2%	33	12.5%
45-49	31	10.1%	38	11.6%	40	13.0%	41	17.5%	33	13.4%
50-54	34	10.2%	34	11.2%	41	14.0%	41	14.5%	34	13.8%
55-59	48	11.6%	46	11.4%	51	14.3%	51	16.4%	45	15.1%
60-64	105	13.5%	106	14.1%	127	19.0%	117	20.5%	106	20.6%
65-69	161	19.0%	161	19.1%	225	25.2%	295	29.9%	294	29.4%
70-74	179	19.6%	197	21.3%	232	24.7%	235	26.1%	241	28.8%
計	593	15.1%	609	15.7%	761	20.0%	816	22.8%	786	23.1%



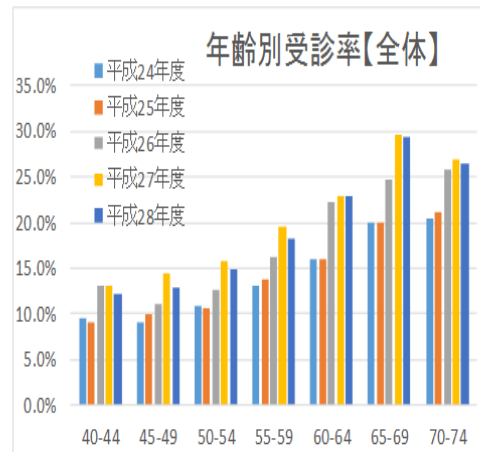
【女性】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率
40-44	23	8.1%	30	10.4%	38	13.0%	38	13.9%	31	12.1%
45-49	24	8.3%	24	8.0%	25	8.9%	27	11.3%	28	12.2%
50-54	35	11.6%	29	10.1%	31	11.1%	47	17.1%	41	15.9%
55-59	67	14.2%	70	15.9%	72	18.1%	74	22.5%	65	21.2%
60-64	176	18.2%	159	17.5%	208	24.8%	187	24.9%	171	24.6%
65-69	224	21.0%	230	20.9%	282	24.4%	370	29.5%	374	29.4%
70-74	238	21.2%	243	20.9%	307	26.6%	307	27.8%	262	24.5%
計	787	17.5%	785	17.5%	963	21.9%	1,050	24.8%	972	23.8%



【全体】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率
40-44	58	9.5%	57	9.2%	83	13.1%	74	13.0%	64	12.3%
45-49	55	9.2%	62	9.9%	65	11.1%	68	14.4%	61	12.8%
50-54	69	10.9%	63	10.6%	72	12.6%	88	15.8%	75	14.9%
55-59	115	13.0%	116	13.7%	123	16.3%	125	19.5%	110	18.2%
60-64	281	16.1%	265	16.0%	335	22.2%	304	23.0%	277	22.9%
65-69	385	20.1%	391	20.1%	507	24.7%	665	29.7%	668	29.4%
70-74	417	20.5%	440	21.1%	539	25.8%	542	27.0%	503	26.4%
計	1,380	16.4%	1,394	16.6%	1,724	21.0%	1,866	23.9%	1,758	23.4%



(2) 特定保健指導

平成24年度からの第1期及び第2期特定保健指導（積極的支援、動機づけ支援）の目標数値及び実績は次のとおりとなっています。

（特定健診データ管理システムより）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目 標	対象者数	1,584人	310人	457人	613人	766人
	利用者数	712人	62人	137人	245人	383人
	利用率	45%	20%	30%	40%	50%
実 績	対象者数	229人	190人	254人	297人	241人
	利用(終了)者数	10人	7人	54人	86人	56人
	利用率	4.4%	3.7%	21.3%	29.0%	23.2%
全道平均利用率		28.7%	28.6%	29.1%	30.9%	

(3) 受診率向上の取り組み

第1期及び第2期の計画期間中、受診率向上に向け次のような取り組みを行いました。

ア 市内医療機関による個別健診の実施	平成21年度～
イ 冬季（2月）集団検診を秋季（11月）に変更	平成21年度～
ウ 未受診者に対する勧奨通知	平成22年度～
エ 受診券発送後に申し込みできるよう春季集団検診の日程の繰り下げ	平成23年度～
オ 未受診者の勧奨通知を秋季の集団検診前に送付	平成24年度～
カ 電話による受診勧奨の実施	平成24年度～
キ 集団検診の日曜健診を実施	平成24年度～
ク 受診環境向上のための実施日数増	平成26年度～
ケ 特定健康診査・特定保健指導の自己負担無償化	平成26年度～

第2章 達成しようとする目標値

厚生労働省が策定した特定健康診査等基本指針に掲げる保険者種別ごとの目標をもとに、北斗市国民健康保険における第3期の最終目標値は、特定健診の受診率60%、特定保健指導の実施率60%とし、各年度の目標値を次のとおり設定します。

＝第3期目標値＝

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査受診率	30%	35%	40%	45%	50%	60%
特定保健指導実施率	30%	35%	40%	45%	50%	60%

第3章 特定健康診査等対象者数

1 特定健康診査

特定健診の対象者は、年齢が40歳から74歳までの北斗市国民健康保険の加入者であり、受診者数は、前年度までの増減率をもとに平成30年度以降の被保険者数を推計し、目標受診率を乗じて算出しています。

特定健診の対象者（推計）

40～64歳	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被保険者数	3,425人 男 1,601人 女 1,824人	3,200人 男 1,489人 女 1,711人	2,997人 男 1,387人 女 1,610人	2,810人 男 1,290人 女 1,520人	2,630人 男 1,200人 女 1,430人	2,461人 男 1,116人 女 1,345人
目標受診率	30%	35%	40%	45%	50%	60%
特定健康診査 受診者数	1,027人 男 480人 女 547人	1,120人 男 521人 女 599人	1,199人 男 555人 女 644人	1,265人 男 581人 女 684人	1,315人 男 600人 女 715人	1,477人 男 670人 女 807人

65～74歳	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被保険者数	4,553人 男 2,007人 女 2,546人	4,608人 男 2,028人 女 2,580人	4,644人 男 2,037人 女 2,607人	4,699人 男 2,056人 女 2,643人	4,753人 男 2,076人 女 2,677人	4,805人 男 2,094人 女 2,711人
目標受診率	30%	35%	40%	45%	50%	60%
特定健康診査 受診者数	1,366人 男 602人 女 764人	1,613人 男 710人 女 903人	1,858人 男 815人 女 1,043人	2,114人 男 925人 女 1,189人	2,377人 男 1,038人 女 1,339人	2,883人 男 1,256人 女 1,627人

40～74歳合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
被保険者数	7,978人 男 3,608人 女 4,370人	7,808人 男 3,517人 女 4,291人	7,641人 男 3,424人 女 4,217人	7,509人 男 3,346人 女 4,163人	7,383人 男 3,276人 女 4,107人	7,266人 男 3,210人 女 4,056人
目標受診率	30%	35%	40%	45%	50%	60%
特定健康診査 受診者数	2,393人 男 1,082人 女 1,311人	2,733人 男 1,231人 女 1,502人	3,057人 男 1,370人 女 1,687人	3,379人 男 1,506人 女 1,873人	3,692人 男 1,638人 女 2,054人	4,360人 男 1,926人 女 2,434人

2 特定保健指導

特定健診の結果により、健康保持に努める必要がある方が対象となります。

具体的には、腹囲・血糖値等が所定の値を上回る方のうち、糖尿病・高血圧症又は高脂血症の治療に係わる薬剤を使用している方を除き、特定保健指導の対象者（階層化）にあるように、腹囲・追加リスクの多少・喫煙歴の有無により、「動機づけ支援」又は「積極的支援」の対象となります。

なお、特定保健指導の実施見込み人数は、過去5年間の特定健診受診者数に占める積極的支援の発生率4.27%、動機づけ支援の発生率10.64%をもとに、平成30年度以降の特定保健指導の対象者数を推計し、さらに各年度の特定保健指導実施率（目標値）を乗じて見込み人数を推計しています。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹 囲	追加リスク			④喫煙歴	対 象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40歳～64歳	65歳～74歳
≥85cm（男性）	2つ以上該当			－	積極的支援	動機づけ支援
≥90cm（女性）				1つ該当		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当			－	積極的支援	動機づけ支援
				2つ該当		
	1つ該当	なし	－			

※BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

※喫煙歴の「－」は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

※65歳～74歳については、積極的支援となった場合でも動機づけ支援とします。

特定保健指導の対象者の発生率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健診受診者数	1,380人	1,394人	1,724人	1,866人	1,758人
積極的支援の対象者数	75人	55人	70人	82人	62人
積極的支援の発生率	5.43%	3.95%	4.06%	4.39%	3.53%
動機付け支援の対象者数	154人	135人	184人	215人	179人
動機付け支援の発生率	11.16%	9.68%	10.67%	11.52%	10.18%

特定保健指導実施見込み人数

支援区分	男女別	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
積極的支援	男性	14人	18人	23人	29人	35人	49人
	女性	17人	22人	29人	36人	44人	62人
	計	31人	40人	52人	65人	79人	111人
動機付け支援	男性	35人	46人	58人	72人	87人	123人
	女性	42人	56人	72人	90人	109人	155人
	計	77人	102人	130人	162人	196人	278人
目標受診率		30%	35%	40%	45%	50%	60%
合計	男性	49人	64人	81人	101人	122人	172人
	女性	59人	78人	101人	126人	153人	217人
	計	108人	142人	182人	227人	275人	389人

第4章 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

(1) 特定健康診査

① 集団健診の場合

市が委託した医療機関等が、市内の施設（保健センター・せせらぎ保健センター・七重浜住民センター・久根別住民センター・谷好住民センター・茂辺地住民センター・石別住民センター）で実施します。

② 個別健診の場合

市が委託した医療機関で実施します。

(2) 特定保健指導

特定健診を委託した医療機関等で実施します。

2 実施項目

(1) 特定健康診査

健 診 区 分	健 診 項 目
必須健診項目 (受診者全てに実施する項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問票 (服薬歴、喫煙歴等) ・ 身体計測 (身長、体重、BMI、腹囲) ・ 理学的検査 (身体診察) ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール※) ・ 肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GTP) ・ 血糖検査 (ヘモグロビンA1c) ・ 尿検査 (尿糖、尿蛋白)
詳細健診項目 (国の基準に基づき、医師が必要と判断した場合に実施する項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心電図検査 ・ 眼底検査
付加健診項目 (本来は詳細健診となる項目等について北斗市の施策で実施する項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尿潜血検査 ・ 血清クレアチニン検査、eGFR ・ 尿酸検査 ・ 血液一般検査 (血色素、赤血球数、ヘマトクリット値) ・ 肝機能検査 (アルブミン) ・ 総コレステロール

※中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後に採血する場合には、LDLコレステロールの量の検査に代えて、Non-HDLコレステロールの量の検査を行うことができることとする。この場合においては、血中脂質検査におけるLDLコレステロールの量の検査を行ったものとみなすこととする。

(2) 特定保健指導

＝動機づけ支援＝

目的	対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標をたてられるようになるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践に移り、その生活が継続できることを目標とします。
対象者	40歳～74歳で、当該年度の健診結果・質問票から、特定保健指導対象者（階層化）の動機づけ支援レベルに該当した人。（生活習慣の改善が必要と判断された人で、生活習慣を変えるにあたって、意志決定の支援が必要な人。）
支援期間	原則1回の支援とします。
支援形態	【面接による支援】
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と、対象者本人の生活が及ぼす影響、生活の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明します。 ○体重・腹囲の計測方法の説明をします。 ○栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的指導をします。 ○生活改善のための行動目標及び行動計画の作成を支援します。
3ヶ月後評価	設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行います。

＝積極的支援＝

目的	動機づけ支援に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践に取り組みながら、プログラム終了後にはその生活が継続できることを目指します。
対象者	40歳～64歳で、当該年度の健診結果・質問票から、特定保健指導対象者（階層化）の積極的支援レベルに該当した人。（生活習慣の改善が必要と判断された人で、そのために専門職による継続的できめ細かな支援が必要な人。）
支援期間	3ヶ月以上継続的に支援します。
支援形態	【初回の面接による支援】 【3ヶ月以上の継続的支援】
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○【初回の面接による支援】は、動機づけ支援の【面接による支援】と同様の支援をします。 ○【3ヶ月以上の継続的支援】については、ポイント制が導入され、支援Aで160ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援をします。 ※「支援A」（積極的関与タイプ） 電話・e-mail・FAX・手紙等により、初回面接支援の際作成する特定保健指導支援計画及び実施報告書の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援をします。 ※「支援B」（励ましタイプ） 電話・e-mail・FAX・手紙等により、行動計画の実践状況の確認と確立された行動を維持するために、賞賛や励ましを行います。 ○取り組んでいる実践と結果についての評価、必要時には、生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認に基づき、必要な支援を行います。 ○栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的指導をします。 ○行動目標・計画の設定（見直し）を行います。（中間評価）
3ヶ月後評価	設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行います。

3 特定保健指導対象者の抽出（重点化）方法（優先順位）

特定保健指導は、原則すべての対象者に実施します。

ただし、対象者数が当初予定を超えた場合については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選出を行うものとします。

ア 年齢が比較的若い対象者を優先する。

イ 新規対象者や、前年度積極的支援又は動機づけ支援の対象者でありながら、保健指導を受けなかった方を優先する。

ウ 質問票の回答により、生活習慣改善の必要性が高い方を優先する。

エ 健診結果が前年度と比較して悪化し、保健指導レベルが前年度より高くなり、より緻密な保健指導が必要となった方を優先する。

4 実施時期・期間

(1) 特定健康診査

- ① 集団健診
毎年春（6月頃）と秋（11月頃）
- ② 個別健診
毎年6月～3月まで

(2) 特定保健指導

毎年7月～指導終了まで

5 外部委託の有無、委託基準及び契約形態

特定健康診査等は、外部委託により実施します。

なお、委託先医療機関等の選定については、法第28条及び同法の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第16条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の告示において定めた者とし、かつ包括的にサービス提供が可能な機関へ委託します。

契約は随意契約とし、委託期間は1年間とします。

6 周知・案内の方法

(1) 特定健康診査

- ① 対象者に受診券を送付し、特定健診の実施を周知します。
- ② 過去に受診した方で集団検診の申し込みのない方に対し、電話にて勧奨を行います。
- ③ 他の検診（がん検診等）の周知を含めた日程表を配付します。
- ④ 公共施設、医療機関等に周知用のポスターの掲示を依頼します。
- ⑤ 毎年集団検診実施前に市の広報紙へ掲載します。
- ⑥ 秋の集団検診実施前に、未受診者全員に対し勧奨を行います。

(2) 特定保健指導

- ① 対象者に結果説明会開催の案内通知を送付し、特定保健指導の受診勧奨をします。
- ② 対象者に利用券を送付し、特定保健指導の実施を周知します。

7 自己負担額

特定健康診査、特定保健指導とも無料とします。

8 特定健康診査等のデータの保管及び管理方法

特定健康診査等のデータは、特定健康診査を受託した医療機関等及び特定保健指導を実施した医療機関等が、国の定める電子的標準様式により、北海道国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ提出します。

特定健康診査等のデータの保管・管理は、連合会に委託をし、保存年限は原則5年間とします。

9 事業主健康診査等の受診者健康診査データ受領方法

パート労働者等の方が、労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する健康診断（以下、「事業主健診」という。）を受けた場合、又は、受けることができる場合、この健康診査データを特定健康診査に代えることができます。事業主健診は特定健康診査に優先されることから、利用券送付の際、事業主健診等を受診した時は健康診査データを提供していただくよう周知します。

なお、データ保有者からの受領については、原則、電子データとします。

10 年間実施スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
4月	上旬／健診及び健康相談の年間日程表配付 下旬／健診等案内チラシ(申込方法など)配付	
5月	・対象者に受診券を送付 ・集団健診受付 ・個別健診受付（3月末まで受付）	
6月	・集団健診開始 ・委託医療機関で個別健診開始	
7月	・集団健診受診者に結果表送付	・動機づけ支援・積極的支援該当者に保健指導の利用券を送付 ・当該年の動機づけ支援・積極的支援該当者に保健指導を開始 ・集団健診結果説明会に合わせて動機づけ支援実施
8月		・前年度分の積極的支援指導終了
9月		
10月		
11月	・集団健診実施	
12月	・集団健診受診者に結果表送付	・集団健診結果説明会に合わせて動機づけ支援実施
1月		
2月		
3月	・個別健診終了	・利用券の初回利用期限

第5章 個人情報保護

特定健康診査等の情報の取り扱いにあたり、個人情報保護の観点から、個人情報保護法及び同法に基づくガイドライン（「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等）及び北斗市個人情報保護条例（平成18年条例第16号）に基づき適切な対応を行い、特定健康診査等を委託する医療機関との契約書に、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めます。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

法第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない」に基づき、本計画を北斗市ホームページに掲載し公表・周知します。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 特定健康診査等実施計画の評価

特定健康診査等について、「第2章 達成しようとする目標値」で掲げた目標値の達成状況を確認し評価するとともに、実施体制、周知方法、委託業者の選定方法、保健指導方法等についても評価・検証を行います。

2 特定健康診査等実施計画の見直し

本計画は、法第19条第1項の規定に基づき6年を一期としているため、原則、各期毎に見直しを行います。実施計画の評価や国・道・近隣自治体の状況により見直しが必要な場合は、これに限らず改善策を講じます。